

枠組壁工法を用いた住宅等の省令準耐火構造の仕様

第 1 屋根、外壁及び軒裏

1 屋根は次のいずれかとする。

- (1) 不燃材料（建築基準法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。）で造るか、又は葺く。
- (2) 準耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったものに限る。）とする。
- (3) 耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったもので、かつ、その勾配が水平面から 30 度以内のものに限る。）の屋外面に断熱材（ポリエチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォームその他これらに類する材料を用いたもので、その厚さの合計が 50mm 以下のものに限る。）及び防水材（アスファルト防水工法、改質アスファルトシート防水工法、塩化ビニル樹脂系シート防水法、ゴム系シート防水工法又は塗膜防水工法を用いたものに限る。）を張ったものとする。
- (4) 前各号に定めるもの以外の仕様とする場合は、建築基準法施行令第 136 条の 2 の 2 第 1 号及び第 2 号の規定に適合するものとして国土交通大臣が認めるものとする。

2 外壁及び軒裏は、次のいずれかとする。

- (1) 鉄網モルタル塗で塗厚さを 20 ミリメートル以上とする。
- (2) 木毛セメント板張又はせっこうボード張りの上に厚さ 15 ミリメートル以上モルタルを塗る。
- (3) モルタル塗の上にタイルを張り、その厚さの合計を 25 ミリメートル以上とする。
- (4) セメント板張又は瓦張の上にモルタルを塗り、その厚さの合計を 25 ミリメートル以上とする。
- (5) (1) から (4) に掲げるもの以外の防火構造（建築基準法第 2 条第 8 号に規定する構造をいう。以下同じ）とする。
- (6) 前各号に定めるもの以外の仕様による場合は、建築基準法第 2 条第 8 号の規定に基づき国土交通大臣が認めるものとする。

第2 界壁以外の部分の内壁

- 1 外壁の室内に面する部分の下地材料又は構造は、次のいずれかによる。ただし、外壁を防火構造の認定を受けたものとする場合は、2のイ又はウとすることができる。また、下地材料の取付方法は、第6による。

ア 厚さ12ミリメートル以上のせっこうボード張り

イ 厚さ9.5ミリメートル以上のせっこうボード2枚張り。

- 2 1以外の室内に面する壁の下地材料又は構造は次のいずれかによる。下地材料の取付方法は、第6による。

ア 厚さ12ミリメートル以上のせっこうボード張り

イ 厚さ9ミリメートル以上のせっこうボード2枚張り

ウ 厚さ7ミリメートル以上のせっこうラスボード張りの上に厚さ8ミリメートル以上のプラスター塗り

エ 防火構造

第3 界床以外の部分の天井

- 1 上階に床がない部分の天井

室内に面する天井の下地材料は次のいずれかとする。下地材料の取付方法は第7による。

ア 厚さ12ミリメートル以上のせっこうボード張り

イ 厚さ9ミリメートル以上のせっこうボード2枚張り

ウ 厚さ9ミリメートル以上のせっこうボード張りの上に厚さ9ミリメートル以上のロックウール化粧吸音板張り

- 2 上階に床がある部分の天井

(1) 室内に面する天井の構成を直張り天井（上階の床根太に天井の下地材料を直接張り付ける天井をいう。以下同じ。）とする天井の下地材料は次のいずれかとする。下地材料の取付方法は第7による。

ア 厚さ12ミリメートル以上のせっこうボード張り

イ 厚さ9ミリメートル以上のせっこうボード2枚張り

ウ 厚さ9ミリメートル以上のせっこうボード張りの上に厚さ9ミリメートル以上のロックウール化粧吸音板張り

(2) 吊り木と野縁を用いた吊り天井とする場合。

ア 断熱材で天井内を区画する場合

下地材料は(1) のア、イ又はウのいずれかとする。また、天井の構成の仕様は3の(1) のアからオによることとし、下地材料の取付方法は第7による。

イ せっこうボード2枚張りの場合

下地材料は次のいずれかとし、天井の構成は3の(1) のアからウによる。下地材料の取付方法は第7の2による。

(ア) 厚さ9ミリメートル以上のせっこうボード2枚張り

(イ) 厚さ9ミリメートル以上のせっこうボード張りの上に厚さ9ミリメートル以上のロックウール化粧吸音板張り

ウ 天井の下地材料の耐火性能を強化する場合

下地材料は厚さ12ミリメートル以上の強化せっこうボードとし、天井の構成は次のいずれかとする。下地材料の取付方法は第7の1による。

(ア) 3の(1) のア、イ、ウ及びオとする。

(イ) 3の(1) のア、イ、ウ及びカとする。

(3) 天井根太を用いた吊り天井とする場合。

ア 断熱材で天井内を区画する構成

下地材料は(1) のア、イ及びウのいずれかとし、天井の構成は3の(2) のア及びイによることとする。下地材料の取付方法は第7による。

イ せっこうボード2枚張りとする構成

下地材料は次のいずれかとし、天井の構成は3の(2) のアによることとする。下地材料の取付方法は第7の2による。

(ア) 厚さ9ミリメートル以上のせっこうボード2枚張り

(イ) 厚さ9ミリメートル以上のせっこうボード張りの上に厚さ9ミリメートル以上のロックウール化粧吸音板張り

ウ 天井の下地材料の耐火性能を強化する構成

下地材料は厚さ12ミリメートル以上の強化せっこうボードとし、天井の構成は次のいずれかとする。下地材料の取付方法は第7の1による。

(ア) 3の(2) のア及びウとする。

(イ) 3の(2) のア及びエとする。

3 室内に面する天井の構成を吊り天井とする場合の仕様は次のいずれかによる。

(1) 吊り木と野縁を用いた天井とする場合

- ア 吊り木受けは床根太より小さい寸法形式の木材とし、床下張り材から離し、床根太間に取り付ける。
- イ 吊り木は30ミリメートル×38ミリメートル以上の木材とし、1メートル以内の間隔で吊り木受けに取り付ける。
- ウ 野縁は30ミリメートル×38ミリメートル以上の木材とし、50センチメートル以内の間隔で吊り木に取り付ける。
- エ 床根太に平行する野縁は床根太の直下に設け、床根太下面と野縁上面の間隔は10ミリメートル以下とし、オに規定する材料を用いて充填する。
- オ 天井下地材料の天井裏面には、厚さ50ミリメートル以上のロックウール(かさ比重0.024以上)又は厚さ50ミリメートル以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)のいずれかを充填する。
- カ 野縁を格子状に組み、天井下地材の目地と野縁を一致させて天井の下地材料を張る。

(2) 天井根太を用いた天井とする場合

- ア 天井根太は38ミリメートル×89ミリメートル以上の木材とし、床下張り材から離し、かつ床根太と天井下地材が離れるように天井根太の下面を床根太の下面より下げて50センチメートル以内の間隔で取り付ける。
- イ 床根太と床根太との間には、厚さ50ミリメートル以上のロックウール(かさ比重0.024以上)又は厚さ50ミリメートル以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)のいずれかを充填する。
- ウ 天井下地材料の天井裏面には、厚さ50ミリメートル以上のロックウール(かさ比重0.024以上)又は厚さ50ミリメートル以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)のいずれかを充填する。
- エ 天井下地材の目地部分は天井根太と平行方向にあつては天井根太と一致するように張り、天井根太と直交方向の目地裏側には30ミリメートル×38ミリメートル以上の当て木を設ける。

第4 界壁

- 1 住宅相互間の界壁の構造は、次のいずれかとし、小屋裏または天井裏まで達せしめる。

- (1) 2重壁とし、それぞれのたて枠の室内側には、厚さ12ミリメートル以上のせっこうボードを2枚、壁心側には厚さ12ミリメートル以上のせっこうボードを1枚張る。
- (2) 2重壁とし、それぞれのたて枠の室内側には、厚さ12ミリメートル以上のせっこうボードを張る。また界壁の室内には厚さ50ミリメートル以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又はグラスウール（かさ比重0.02以上）を入れる。
- (3) 1重壁とし、下枠、上枠及び頭つなぎに寸法型式206を用い、たて枠は、寸法型式204を間隔250ミリメートル以内に千鳥に配置し、室内側に厚さ12ミリメートル以上のせっこうボードを2枚張る。また、界壁の内部には、厚さ50ミリメートル以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又はグラスウール（かさ比重0.02以上）を入れる。

2 せっこうボードの取付寸法は第6の2による。

第5 界床

1 住居相互間及び住宅と住宅が共用する廊下、階段等の部分（共用部分）と住宅の間の界床の下地材料及び構造は次によるか又は、1時間準耐火構造（建築基準法施行令第115条の2の2に規定する構造）の床による。

- (1) 界床の下面（天井部）は厚さ15ミリメートル以上のJIS A 6901（せっこうボード製品）の強化せっこうボードの適合品（以下「強化せっこうボード」という。）の上に厚さ12ミリメートル以上の強化せっこうボードを第7の2に基づき取り付ける。
- (2) 界床の上面（床部）は厚さ15ミリメートル以上の構造用合板又は厚さ15ミリメートル以上の構造用パネルを張った後、次のいずれかによる。

ア モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。）を厚さ35ミリメートル以上となるように流し込む。

イ せっこう系S L材を厚さ20ミリメートル以上となるよう流し込む。

ウ 厚さ35ミリメートル以上のALCパネルを敷き込む。

2 室内に面する天井の構成を吊り天井とする場合の仕様は次のいずれかによる。

(1) 吊り木受けから野縁を吊る場合

ア 吊り木受けは床根太より小さい寸法形式の木材とし、床下張り材から離し、床根太間に取り付ける。

イ 吊り木は30ミリメートル×38ミリメートル以上の木材とし、1メートル以内の間隔で吊り木受けに取り付ける。

ウ 野縁は30ミリメートル×38ミリメートル以上の木材とし、50センチメートル以内の間隔で吊り木に取り付ける。この際、床根太と平行する野縁は床根太の直下に設け、床根太下面と野縁上面の間隔は10ミリメートル以下とする。

エ 野縁と野縁の天井裏には、厚さ50ミリメートル以上のロックウール（かさ比重0.024以上）又は厚さ50ミリメートル以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）のいずれかを充填する。

(2) 天井根太を用いる場合

ア 天井根太は床下張り材から離し、かつ床根太と天井下地材が離れるように天井根太の下面を床根太の下面より下げて50センチメートル以内の間隔で取り付ける。

イ 床根太と床根太の天井裏には、厚さ50ミリメートル以上のロックウール（かさ比重0.024以上）又は厚さ50ミリメートル以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）のいずれかを充填する。

3 重ね建てとする場合の壁

室内に面する壁の下地材料又は構造は次による。

ア 界床の下に存する住宅の壁にあつては、厚さ15ミリメートル以上のせっこうボードを第6の1に基づき取り付ける。

イ 界床の上に存する壁にあつては第2の仕様とする。

第6 壁張り

1 一枚張り

(1) 壁張りに用いるせっこうボードは、3'×8'版、4'×8'版のたて張りか又は4'×8'版、4'×12'版の横張りとし、3'×6'版を用いる場合には、上下の継手部分に40ミリメートル×40ミリメートル以上の受け材を入れ、四周に釘打ちできるようにする。

(2) 取り付けに用いる釘はGNF40、SFN45、WSN又はDSTNを用い、耐力壁の場合は外周部100ミリメートル、中間部200ミリメートル間隔で釘打ちする。ただし、支持壁又は非耐力壁の場合は、外周部及び中間部とも、それぞれ200ミリメートル間隔とすることができる。

2 二枚張り

- (1) せっこうボードの寸法は、一枚張りの場合と同様とする。
- (2) たて枠に直接取り付けられるボード（以下「一枚目壁ボード」という。）の取り付けに用いる釘及び取り付け方は、一枚張りと同様とする。
- (3) 一枚目のボードの上に取り付けられるボード（以下「二枚目壁ボード」という。）の取り付けは、次による。
 - ア 取り付けに用いる釘は、GNF50、SNF50又は長さ50ミリメートル以上、径2.5ミリメートル以上のスクリーネイル又はリングネイルとする。
 - イ 張り方は、壁の外周部を除き、一枚目壁ボードの目地と二枚目壁ボードの目地が一致しないようにする。
 - ウ 釘打ち間隔は、外周部及び中間部とも200ミリメートル間隔以内とする。

第7 天井張り

1 一枚張り

- (1) 天井張りに用いるせっこうボードは、4'×8'版、3'×9'版又は3'×12'版とする。ただし、やむを得ない場合は、3'×6'版とすることができる。
- (2) 天井一枚張りに用いる釘は、GNF40又はSFN45もしくは長さ32ミリメートル以上、径2.5ミリメートル以上のスクリーネイル又はリングネイルとする。
- (3) 釘打ち間隔は、根太に直交して張る場合は、外周部150ミリメートル以内、根太に平行して張る場合は外周部100ミリメートル以内、中間部はそれぞれ200ミリメートル以内とする。ただし、ボードクリップを使用する場合、その部分の釘打ちを省略できる。

2 二枚張り

- (1) せっこうボードの寸法は、一枚張りの場合と同様とする。
- (2) 天井根太（床根太を含む。）に直接取り付けるボード（以下「一枚目天井ボード」という。）の取り付けは、次による。
 - ア 取り付けに用いる釘は、GNF40又はSFN45もしくは、長さ32ミリメートル以上、径2.5ミリメートル以上のスクリーネイル又はリングネイルとする。
 - イ 釘打ち間隔は、外周部及び中間部ともそれぞれ300ミリメートル以内とす

る。

(3) 1枚目ボードの上に取り付けるボード（以下「2枚目天井ボード」という。）の取り付けは、次による。

ア 取り付けに用いる釘は長さ50ミリメートル以上、径2.5ミリメートル以上のスクリーネイル又はリングネイルとする。ただし、厚さ9.5ミリメートル以上のせっこうボードを2枚張りの場合は、GNF50又はSFN50を使用することができる。

イ 張り方は、天井の外周部を除き、一枚目天井ボードの目地と二枚目天井ボードの目地が一致しないようにする。

ウ 釘打ち間隔は、根太に直交して張る場合、外周部150ミリメートル以内、根太に平行して張る場合は、外周部100ミリメートル以内、中間部はそれぞれ200ミリメートル以内とする。

第8 下がり天井

下がり天井（設備機器の設置その他の必要から天井面の一部を下げた部分をいう。）を設ける場合は、次による。

1 下がり天井の下地材料及び天井構成（吊り天井の場合に限る。）は、当該室の天井と同一とする。

2 第3の2の(1)、第3の2の(2)のア又は第3の2の(3)のアのいずれかに該当する天井に設ける下がり天井にあつては、次の措置を講じる。

(1) 下がり天井の天井立下げ部分が床根太と平行とならない場合にあつては、当該立ち下げ部分と上階床との間には火炎が貫通しないようころび止め等のファイヤーストップ材を設ける。

(2) 下がり天井の見付け面の形状は、短辺を1m以内とする。

第9 その他

1 壁及び天井の下地材料の目地は防火上支障のないよう処理する。

2 壁又は天井の下地材料を貫通して設備器具を取付ける場合にあつては当該器具又は当該器具の裏面を当該部分に空隙が生じないよう不燃材料又は準不燃材料で造り又は覆うものとする。

3 床又は天井と壁及び壁と壁との取合部には火炎が相互に貫通しないよう、ころび止め等のファイヤーストップ材を設け、その仕様は次の(1)及び(2)による。

ただし、上階に床の無い天井についてはこの限りではない。

(1) 頭つなぎ等の上部には連続して床根太又は床根太と同寸以上の床梁、ころび止めを設ける。

(2) 第 2 及び第 3 に定める壁の仕様は、下枠から頭つなぎ等壁を構成する最も上部にある横架材まで施工する。

4 第 2 及び第 9 の 3 の適用に当たっては、浴室、洗面所等火気を使用しない室については、各室の面積の合計が 10m^2 以内の場合は連続した一つの室として取り扱うものとする。